

## 岩手県の信用生協について

泉 留維（いずみ・るい）

生活協同組合は、一般にスーパー型の購買生協が多いが、それ以外にも住宅生協や共済生協（全労済が有名）などもあり、また全国的にもユニークなものとしては滋賀県にある環境にやさしい商品（食品を除く）を扱う環境生協、そして今回取り上げる信用事業を行う信用生協がある。根拠法である消費生活協同組合法（生協法）の第一章総則、第1条（目的）に「この法律は、国民の自発的な生活協同組合組織の発展を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。」とあるように、信用生協もまた組合員の生活向上のための信用業務（融資から生活相談まで）を中心に、幅広い消費者支援活動を行っている。

それでは具体的に岩手県の信用生協について見ていこう。岩手県消費者信用生活協同組合は、県内の労働組合員を中心に1969年に設立され、30年以上の歴史を誇っている。活動目的は、相互扶助を基本とし、中小零細企業の労働者、一般消費者に低利で生活資金を融資することである。信用生協は生協法人であるため、出資金（現在は1口500円で10口（5,000円）以上の出資）が基本財産となり、それを基盤として事業を展開している。現在の組合員数は9,756名、出資金は5億2600万円、融資残高は54億円であり（いずれも2001年度）、そして驚くべきことであるが過去3年間の出資配当率は年2%となっている。当初は生活資金融資が主であったが、現在の信用生協の主な事業は下記の通りである。

### (1) 多重債務者支援事業

自治体からの預託金を元に、多重債務の整理資金として融資を行う。

### (2) NPO法人設立と事業開始

児童虐待、DV、不登校、引きこもりなどの問題解決に取り組むNPO法人に対し、人的、財政的な支援を行う。

### (3) 消費生活問題のカウンセリングとコンサルティング事業

契約に関する問題、不動産、相続などくらしにかかわる問題に対してアドバイスを行う。

### (4) 経済的困窮者に対する融資事業

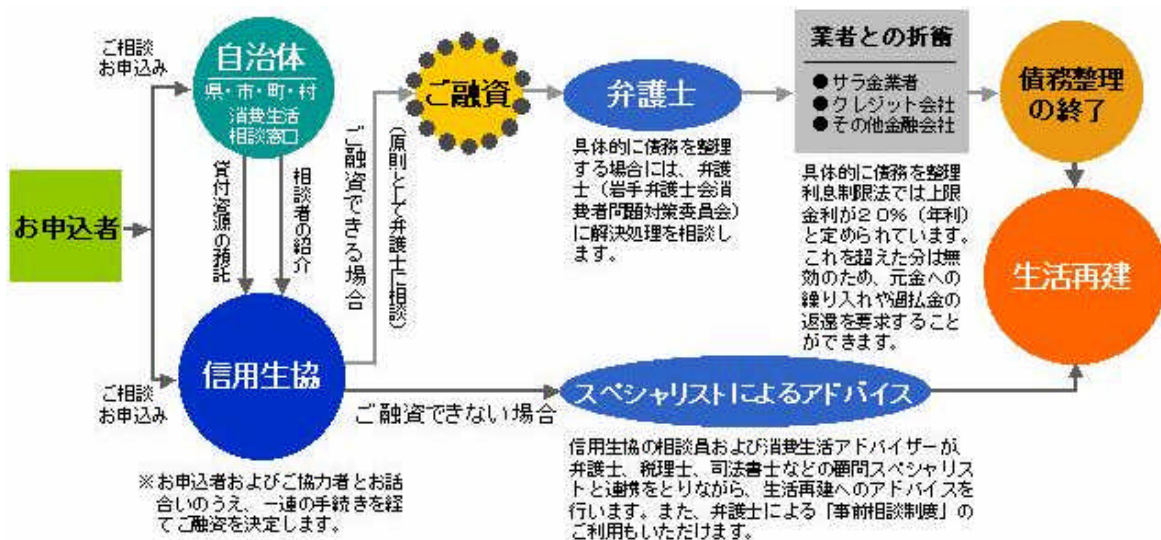
リストラなどやむを得ない事情により生活費の補填を必要としている人に対し緊急融資を行う。

この中で一番特徴的な事業は、(1)の多重債務者支援事業である。そもそもこの事業が始まった背景には、1970年代後半から問題となり始めた「サラ金禍」であり、1980年代前半から県内自治体と提携してこの問題に対する啓発活動や相談会などを行ってきたことが挙げられる。そして、1987年に宮古市で発生した総額3億円、被害者数230名の名義貸し詐欺事件の救済に弁護士と共に当たり、その処理のために緊急融資を行うことになった。宮古市が5000万円を地元の金融機関に預託し、その2倍協調融資を信用生協が受けて1億円の融資枠を確保し、

さらに信用生協の独自資金を上乗せして対処したのである。この取り組みから、1989年に盛岡市と提携して正式に多重債務者支援事業が始まった。

多重債務者の問題は、被害者が団体を作ることなく、行政に対策を要請することもなかなかできず、個々人が個別に対処せざるを得ず、また自業自得という世間の視線の下で悲惨な生活に耐えていることであり、債務を適切に処理し素早い生活再建を行うことを支援するのが「多重債務者支援事業」である。この事業は、多重債務者がまず信用生協か自治体に相談に行くところから始まる。信用生協は、担当者を決め、債務の実態や本人の状況を徹底的に話し合う。そして任意整理か、裁判所による特定調停か、民事再生法の個人再生手続きかを決める。金融業者との折衝には岩手弁護士会消費者問題対策委員会の弁護士が当たる。任意整理の場合、信用生協の担当者と本人が返済計画を決め、債務整理に必要な資金を信用生協が貸し付ける。この時の貸付原資は金融機関からの融資である。県内52の自治体（2002年度、全県は57市町村、具体的な提携要綱の事例については資料1を参照）が金融機関に預託金を積み、金融機関は預託金の4倍を信用生協に無担保で融資する。信用生協と自治体と弁護士が三位一体で救済に当たっているのである。2002年度は、52市町村から9億5200万円の預託金が拠出され、地元の6つの提携金融機関（労働金庫、東北銀行、盛岡信用金庫など）に預託されている。この流れを示したのが、図1である。

図1：自治体提携消費者救済資金貸付制度の流れ



(出所) [http://bw.ws4.arena.ne.jp/CFC\\_NEW/cfc/loan/switch.html](http://bw.ws4.arena.ne.jp/CFC_NEW/cfc/loan/switch.html)

融資限度額は500万円（例外もあり）、返済期間が最長10年、あと融資額の1%相当の出資を行うことになっている。綿密に個別に債務返済計画を作った上で融資を行うため、遅滞率は3.5%、なんと貸倒率は0.4%である。また金利は、消費者金融では20%台が当たり前であるが、返済期間によって多少上下はするが9%台という低利である。しかも先述の通り融資を受ける際には組合員になることが条件のため、剰余金が出た場合発生する「出資配当」「利用

高割り戻し」などの恩恵を受けることができ、実質は 8% 台である。2001 年度の利用状況は、相談者数は 3,479 件、貸付利用件数は 1,045 件で約 25 億円（49 市町村からの預託総額は 8 億 2500 万円）となっている。

このような信用生協は、三重県や宮崎県にも存在しているが、地元金融機関や自治体との連携がうまく取れないなど様々な理由で現在活動は停滞している。ただ、多重債務者支援事業は、この長期の不況のためますます失業者予備軍が増えている中、非常に社会的に必要な事業となっている。営業利益が年間何千億円という消費者金融に対して（最近では大手銀行も直接乗り出している）ささやかな取り組みであるが、金融機関の役割と存在意義について再考させられる存在である。また 4 倍協調融資のようなスキームは、多重債務者支援だけでなく、コミュニティ投資やスモールビジネス支援融資にも応用できると考えられる。

昨日あるセミナーで信用生協の専務理事である横沢氏が述べた言葉に事業の本質、現在の信用生協の一番のミッションが集約されているであろう。

「弱者は消費者金融やシステム金融から高利で金を借りざるを得ず、そのためさらに弱者となっていく。一方で強者は銀行などから低利で金を借りることができるため、さらに強者となっていく。この構造は当然のものとして捉えるのではなく、弱者が低利で金を借りることができる機関が社会には必要だ。」

（2002 年 6 月 30 日）

#### < 主な参考文献 >

相米周二「岩手信用生協の取り組み」『月刊宝島』2002 年 7 月 1 日号、2002 年

横沢善夫「スイッチローン：多重債務者支援活動」『信用金庫』2002 年 6 月号、2002 年

岩手県消費者信用生活協同組合の HP：<http://www.iwate-cfc.or.jp>

資料 1：大槌町消費者救済資金貸付要綱 平成 6 年 4 月 1 日 告示第 52 号

(目的)

第 1 この要綱は、消費者金融等による消費者債務の整理、消費者被害による救済及び消費者訴訟の提起等に要する資金を必要としている者に対し、消費者救済資金(以下「資金」という。)を貸付けすることにより生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(取扱金融機関)

第 2 資金の貸付けは、岩手県消費者信用生活協同組合(以下「信用生協」という)が行うものとする。

(貸付対象)

第 3 資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 町内に住所を有すること。
- (2) 年齢が 20 歳以上であること。
- (3) 消費者債務の整理、消費者被害の救済及び消費者訴訟に要する資金を必要としていること。
- (4) 信用生協に加入していること。
- (5) 一般金融機関からの借入れの途がないこと。

(貸付けの種類、用途及び条件)

第 4 資金の貸付けの種類、用途及び条件は、次表のとおりとする。

貸付けの種類	一般貸付	特別資金
資金の用途	債務整理資金	被害救済資金及び訴訟資金
貸付限度額	500 万円以内	100 万円以内
貸付利率	年 11.36%以内	年 7.00%以内
償還期間	10 年以内	5 年以内
償還方法	元利均等償還	元利均等償還

(連帯保証人及び担保)

第 5 資金の貸付けを受けようとする者は、原則として連帯保証人 1 人を付さなければならない。

2 一般貸付において 300 万円以上の貸付けを受ける場合は、連帯保証人 1 人のほかに不動産担保を提供しなければならない。

(その他の貸付条件)

第 6 第 3 から第 5 までに定めるもののほか、資金の貸付けに係る条件については、信用生協の定めるところによる。

(借入の申込み及び貸付けの決定)

第 7 資金の貸付けを受けようとする者は、借入申込書に係る書類を添えて信用生協に提出しなければならない。

2 信用生協は、前項の借入申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(貸付けの実施)

第 8 資金の貸付けの決定を受けた者は、信用生協の定める手続により当該資金の貸付けを受けるものとする。

(報告)

第 9 信用生協は、毎月末現在における資金の貸付け及び償還等の状況を大槌町消費者救済資金貸付状況報告書(別記様式)により翌月 20 日までに町長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。